

事実

X₁ほか20名(原告。以下Xら。なお最終的な原告数は、相続による訴訟承継の結果46名)は、それぞれ昭和49年頃から平成5年5月にかけて、Y₁ほか3名(被告。以下Yら)の各保険会社との間で、Yらの普通保険約款および特約条項を承認し、保険契約を申し込みますとの文言が記載された申込書を用いて本件各火災保険契約を締結した。右約款には、「当会社は、地震またはこれによる津波によって生じた損害(これらの事由によって発生した火災が延焼又は拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず、火災がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては保険金を支払いません」という趣旨の条項がある(以下、これを地震免責条項という。また、地震またはこれによる津波によって発生した火災によって直接生じた損害を「第一類型」、地震またはこれによる津波によって発生した火災が延焼または拡大して生じた損害を「第二類型」、原因のいかんを問わず発生した火災が地震またはこれによる津波によって延焼または拡大して生じた損害を「第三類型」という)。平成5年7月12日午後10時17分頃、北海道南西沖地震が発生し、マグニチュード7.8の関東大震災とほぼ同規模のもので、奥尻では震度6の烈震だったと推定されている。同日午後10時35分頃、奥尻郡奥尻町青苗233番地付近から出火し(以下、第一出火という)、その延焼が続く中、翌13日午前0時15分頃、同町字青苗160番地付近から出火し(以下、第二出火という)、この2つの火災は延焼しながら合流し、同日午前9時20分頃に消火されるまで燃え続けた。本件各火災保険契約の保険の目的である各建物は、いずれもこの延焼中に焼失した。

Xらの保険金請求に対して、Yらが、Xらの家屋の損害は地震免責条項の免責事由に該当するとして支払いを拒否したため、Xらが保険金等の支払いを求めて訴えたのが本件訴訟である。Xらの主張はつぎのようである。①地震免責条項は不意打ち条項であるから、約款による意思で契約を締結したと推定できず、この条項は保険契約の内容となっていない、②地震免責条項は保険業者を不当に利するものである等、公序良俗違反として無効である、③第一・第二類型にいう「地震による火災」とは「大地の揺れ」を直接の原因として出火した火災を意味し、また第三類型に当たるには「延焼又は拡大」の元となった火災が地震発生前に生じていたことを要すると解すべきである、④Y

らは、契約締結時に、申込者に対して、地震免責条項および地震保険に係る情報を開示し、十分に説明して、十分な理解を得るべき法的義務(一般的な情報開示説明義務)に違反しており、この義務違反は不法行為または債務不履行を構成し、YらはこれによってXらに対して損害賠償責任がある、⑤Yらは、Xらに対し、契約締結時に、地震免責条項および地震保険の説明を全くせず、代理店や信金または漁協の職員ら契約締結補助者をして、Xらから預かった印鑑を押印し、あるいはXらに注意する暇もなく機械的に地震保険意思確認欄を指示して押印させ、その意味内容を了知し得る機

商事判例研究 平成12年度8

火災保険契約の地震免責条項等の情報開示説明義務の存否

——奥尻保険金請求訴訟

筑波大学教授

出口正義

東京大学商法研究会

函館地裁平成12年3月30日判決

(平成6年(ワ)第110号・第248号・同7年(ワ)第88号・同9年(ワ)第199号・同11年(ワ)第24号、菊地ミナほか45名対安田火災海上保険株式会社)

ほか3名、保険金請求事件

判例時報1720号33頁

[参照条文] 商法629条・665条、保険募集の取締に関する法律16条1項、保険業法300条1項

会を与えず、地震保険意思確認欄に押印がされたとの外形を作出したものであり、かかるYらの行為は、契約当事者に求められる信義則に著しく違反し、よってYらは不法行為または債務不履行に基づき、Xらに対し損害賠償責任がある、⑥地震免責条項と地震保険の原則付帯の事実を隠したまま、地震保険意思確認欄に押印または署名させた場合は、契約者による地震保険取り外しの意思表示と評価できないから、本件各火災保険契約には地震保険が付帯されたままである。

判旨

請求棄却。

I 「本件のような普通保険約款が付された火災保険契約を締結するに際し、当事者双方が特に普通保険約款によらない旨の意思を表示しないで契約を締結したときは、反証のない限り、その約款

による意思をもって契約をしたものと推定される」。本件ではその反証がないから、地震免責条項は本件火災保険契約の内容となっている。

II 大数の法則に馴染まない地震損害をあらかじめ保険事故の対象外とする火災保険制度は十分な合理性があり、地震免責によって保険会社と加入者間に公序良俗に反する利得と不利益の関係はないから、地震免責条項を無効と解すべき事情は存在しない。

III 地震免責条項にいう「によって」という文言は、いずれも相当因果関係を意味し、第一・第二類型は、地震またはこれによる津波と火災の発生との間に、第三類型は、地震またはこれによる津波と延焼、拡大との間に、それぞれ相当因果関係が肯定される原因・結果の関係が認められることを要し、かつ、それで足りるとの解釈を示した後、その立証責任が保険会社にあるとしたうえで、本件地震およびその後の火災、延焼の状況を詳細に認定してつぎのように判示する。つまり、第一・第二出火いずれも、「地震及びこれによって発生した津波と全く無関係な原因によって出火した可能性をうかがわせる特段の事情のない本件においては」、第一・第二出火の発生と地震またはこれによる津波との相当因果関係は肯定でき、本件建物が、第一・第二出火が延焼して焼失したこと、右のいずれの出火も地震またはこれによる津波と相当因果関係があるから、本件建物について生じた損害は第二類型に該当し、また本件家屋が焼失したのは第一・第二出火の延焼によるもので、右の延焼、拡大は、地震またはこれによる津波を原因とするものであるから、本件損害は第三類型に該当する。

IV 一般論として、「当該情報を保有する事業者が、消費者に対して、これを開示し、十分に説明して、十分な理解を得るべきことが、情報の保有者としての一般的な法的義務を構成し、その義務を懈怠した場合には損害賠償責任を負担すべきであると判断される場合があり、その根拠は信義則に求めることができる。……判例上、保険会社に右の一般的な法的義務が肯定されている適例として、……ハイリスク・ハイリターン保険である変額保険の取引が挙げられる」。火災保険契約における地震免責条項および地震保険に係る情報について一般的な情報開示説明義務の存在を根拠づける諸事情として、①この情報が募取法16条1項の「重要な事項」に該当すること、②募取法の規定を受けて実施された昭和58年1月、平成5年5月、

平成8年4月の大蔵省の通達等による保険会社の指導等の実施、③保険業界内部での代理店や保険仲立人用の「地震保険のご案内」等の指導文書の作成等、④昭和52年7月の保険業界による地震保険意思確認欄の制度の創設、⑤平成5年発生の本件地震後、Yによる「地震保険おすすめハガキ」の送付の決定等、⑥平成12年3月国会に提出された消費者契約法案が、事業者の情報提供を努力義務として定めていること等、⑦契約締結時に重要な情報について説明義務を認める判例の続出等があり、これらの諸事情を総合すると、「Yら保険会社に対して、契約締結における信義則上要求される義務として、一般的な情報開示説明義務の存在を首肯すべきであると判断することも十分に可能である」が、「一般的な情報開示説明義務の存在の法的評価の成立について、消極に働く事情もあり、また、右……に掲記した情報開示説明義務の存在の法的評価の成立を根拠づける諸事情についても、平成5年7月12日発生の本件地震の以前の各火災保険契約の締結時までの状況ではなく、又は、右の時点では、まだ明確な状況には至っておらず、Yら保険会社において、右の情報提供の要望を右のような法的義務として直ちに把握することは困難な状況にあったことを指摘することができる」。「そこで当裁判所は、少なくとも、本件各火災保険契約締結時においては、保険会社ないし保険代理店の当該違反行為が損害賠償責任に直結するような『一般的な情報開示説明義務』として、右の情報提供の要望をとらえることは困難な状況にある。

その法的評価の成立に消極に働く事情として、⑧地震免責条項および地震保険に係る情報には新規性が全くなく、火災保険契約者にとって予期するのが困難な情報とはいえ、ハイリスク・ハイリターンの特質を有し、新規性が肯定され、一般消費者に馴染みの薄い変額保険等と大きく事情を異にすること、⑨変額保険の判例は平成5年、6年頃から多く出されているのであって、本件各火災保険契約締結時にはまだそのような把握は困難な状況にあったこと、また当裁判所が平成11年5月に、Yらに釈明を求めて、日本損害保険協会作成やY作成の文書が訴訟上顕出されて、地震保険意思確認欄の制度の創設の経緯と趣旨が鮮明となったこと、同様に事業者の情報提供義務の立法化の動向も、平成8年12月の第15次消費者政策部会報告の提言を契機として消費者契約法案として提

出されるに至ったこと、⑩保険業界として、国民や火災保険契約者が地震免責条項および地震保険に係る情報を知り得る機会を提供する努力はしていたと評価できること等の事情を挙げたうえで、「以上の諸事情を彼此検討すると、保険会社において火災保険契約における地震免責条項及び地震保険に係る情報について、火災保険契約締結時に、契約申込者に対して、書面を交付して情報を開示し、十分に説明して、十分な理解を得るべき要請は強いのであるが、この要請が、損害賠償責任に直結する一般的な法的義務を構成する（不法行為責任の場合、保険会社ないし代理店の当該契約締結担当者が不法行為に基づく損害賠償責任を負担することとなり、保険会社は、その不法行為につき、民法715条ないし募集法11条1項によって損害賠償責任を負担することになる。）と解することは、少なくとも、平成5年7月発生の本件地震の以前における本件各火災保険契約締結時においては、困難であるというべきであろう」。

V 一般論として、契約当事者間の個別具体的な契約締結状況において、信義則違反ないし信義則上要求される義務違反と評価される具体的事実が認められる場合には、違反者の損害賠償責任が生じ、地震免責条項及び地震保険に係る情報については、その情報を開示し、十分に説明して、十分な理解を得るべき要請は高く、「特に、地震保険意思確認欄の押印に当たっては、当該契約申込者に地震保険加入・不加入の意思決定をし得る機会を与えるために、このことは強く要請されて」とし、信義則違反に当たる三類型およびその主張・立証責任について詳細に判示した後、Xらの本件各火災保険契約の締結状況を個別具体的に、とくに地震保険意思確認欄の押印がXらの意思を確認して行われたものであることを認定した上で、結論として、「同欄の押印について、その印影がXら各火災契約締結者の印章に基づくことは、右の各Xらにおいて争いが無いから、反証のないかぎり、右の印影は同人らの意思に基づいて顕出されたものと推定され……、民事訴訟法228条4項に基づいて、右の地震保険意思確認欄の全体が真正に成立したものと推定される」が、Xらのその反証は十分でなく、「Xらの個別の具体的な本件各火災保険契約締結の状況において、Yらの契約締結補助者が、Xらに地震保険加入・不加入の意思決定の機会を与えずに、地震保険意思確認欄が作出された旨のXらの信義則に違反する事実は肯認す

ることができない」。

VI 地震保険契約の成立のためには、申込みの意思表示が必要であるが、「Xらは、右の申込みの意思表示をしたとの主張をせず、かえって、契約内容を特定した意思表示をしていないことを自認しているのであって、Xらの地震保険契約が成立した旨の主張は、明らかに失当である」。

評釈

判旨の結論には賛成であるが、判旨IVおよびVについては疑問がある。

I 1 判旨Iの約款の拘束力については、本判決の参照判例が示すように、いわゆる意思推定理論が確定判例といえるのに対して、学説上は、「約款の内容による」ことが商慣習法ないし商慣習となっていると解するのが通説である（石井照久＝鴻常夫・海商法・保険法177頁、詳細は石田満・商法IV（保険法）〔改訂版〕26頁以下参照）。いずれにせよ普通保険約款の拘束力を認める結論ではほぼ異論はない（北河隆之「地震免責約款の効力」裁判実務大系26損害保険訴訟209頁。なお黒木松男〔本件判批〕判評506号〔判時1737号〕41頁以下、河上正二〔本件判解〕平成12年度重判解97頁以下参照）。本判決も従来の判例に従うものである。また判旨IIの地震免責条項の有効性についても、それを肯定するのが判例（大判大正15・6・12民集5巻495頁）・通説（北河・前掲書207頁）であり、判旨IIも妥当である。

2 さらに判旨IIIの地震免責条項の解釈についても、地震と火災または延焼・拡大との間に相当因果関係が必要であり、その立証責任が保険会社にあると解するのが通説であり（山下友信〔判批〕私法判例リマークス20号116頁、北河・前掲書214頁）、本判決も同様である。ただし、「相当性」の意味については必ずしも明らかではないが、一般に、場所的・時間的關係を中心に、具体的事情を総合的に判断せざるを得なく（北河・前掲書215頁）、一連の事実の流れの中で地震の結果として通常生じうる損害であれば相当性があるといえるとの見解がある（山下・前掲118頁）。この観点から本件について見ると、第一・第二出火のいずれも出火原因が特定されないが、とくに第一出火が地震発生から18分後であり、第二出火も約2時間後であることから、地震や津波と無関係な失火や放火等の可能性が認められない以上、場所的・時間的關係から見て、第一・第二出火の発生と地震との間には相当因果関係を認めることができ、本判決がその延焼中に生じた本件建物の損害を第二類型に該

当するとしたのは妥当である。また本件家屋等の焼失は第一・第二出火の延焼によるものであり、それらの火災の延焼・拡大が地震またはこれによる津波との間に相当因果関係があれば第三類型に該当するが、認定事実によれば、本件でも、第一・第二出火に対する地震と津波による初期消火の遅れ・消防活動の不振等の事情が延焼・拡大要因とされている以上は、相当因果関係が認められるとして第三類型に該当するとしたのは妥当である。

II 1 本判決は、判旨IVにおいて、地震免責条項および地震保険に係る情報について、一般的な情報開示説明義務の存在が認められない理由として2点指摘する。1つは、その存在の法的評価の成立に消極に働く事情があること、他の1つは、その存在の法的評価の成立を根拠づける諸事情が、本件各火災保険契約締結以後の事情であって、契約締結時点では明確な状況になっていなかったこと、である。しかし判旨IVで挙げられる⑧と⑩の事情は別としても、とりわけ⑨の諸事情を消極に働くものとして挙げることに疑問がある。判旨は、要するに、本件各火災保険契約の締結時以後に生じた⑨の諸事情によれば、今日においては一般的な情報開示説明義務を認めることが可能であるが、平成5年以前の契約時点では、⑨の諸事情がないかまたは明確でなかったから、それを認めるのは困難であるということであろう。

2 しかし、第1に、判旨が一般的な情報開示説明義務を認めた適例として挙げる変額保険の判例も、その多くが実際には昭和63年～平成3年頃に締結された変額保険契約の事案を扱うものである。この時点では、信義則に基づく一般的な情報開示説明義務なるものを認める裁判例はなく、消費者契約法等の立法化の動きもない。変額保険の判例がそのような義務を認めたものであるというのであれば、その理由は、少なくとも、変額保険契約の締結時以降の判例や立法化の動向とは無関係であることは明らかである。実際にも、説明義務を認めた変額保険の判例を吟味すると、契約締結時までの募集法の禁止行為の規定や大蔵省の通達、保険業界の自主規制の存在、定額保険とくらべた変額保険の新規性、ハイリスク・ハイリターンの特質等が考慮されているにすぎない。なぜ本件各火災保険契約締結時における地震免責条項および地震保険に係る情報について、一般的な情報開示説明義務が認められるかどうかの判断に当たり、契約締結時以降の判例や立法の動向が考慮

されなければならないのか理解に苦しむ。

3 第2に、判旨は、一般的な情報開示説明義務の存在の法的評価の成立を根拠づける諸事情も、本件各火災保険契約の締結時までの状況ではなく、その時点では明確な状況ではなかったから、Yらが情報提供の要望を法的義務として把握するのは困難であったという。しかし、募集法の規制や昭和58年1月7日付の大蔵省の通達、昭和52年の保険業界による地震保険意思確認欄制度の創設等の事情は、本件各火災保険契約のうち、昭和49年に締結された2件を除き、19件の契約締結時までの状況であり、このかぎりではその時点で明確な状況であったといえる。存在しないかまたは明確でなかったのは変額保険の判例や平成5年5月、平成8年4月の大蔵省の通達そして立法化の動向だけであって、Yらが本件各火災保険契約締結時にこれらの事情を把握できなかったのは当然であろう。また一般的な情報開示説明義務の存否が、情報提供の要望についての保険会社の把握可能性によって決まるといような考え方にも疑問がある。

4 要するに、判旨が、その適例として変額保険の判例を挙げる以上、本件各火災保険契約締結時以後の諸事情を考慮し、しかもそれらの事情をいわば決め手として、本件各火災保険契約締結時における地震免責条項および地震保険に係る情報について、一般的な情報開示説明義務の存在を否認するという判断のあり方は適切ではない。一般に、契約締結時に一方当事者に一定の義務があったかどうかの判断に当たり、契約締結時以後に生じた諸事情を主たる理由として決するというのは不当である。むしろ変額保険の判例をその適例とするならば、それとの違いを指摘する⑧の事情を強調すべきであり、あるいは本判決が、地震免責条項は募集法16条1項1号の「重要な事項」に該当すると解するのであれば、端的に、Yらに募集法違反があるかどうか、あるとした場合にその違反が不法行為となるかどうかを判断するのが、法の適用解釈の本筋ではないかと思う。契約締結後の事情を考慮すると、今ならあるかもしれないが、少なくとも平成5年以前の契約締結時にはなかったといわれても、Xらにとっては納得がいかないであろうし、Yら保険会社にとっても、今あるのかないのか、あるとすればどのような場合なのかははっきりせず、今後の諸事情如何によってはありうるといわれてもはなはだ困惑するだけであって

迷惑千万であろう。本判決は判決のあり方としても問題がある。

Ⅲ 1 判旨Ⅴについても、本判決は、一方で、本件各火災保険契約について契約締結状況を個別具体的に認定し、とりわけ申込書の地震保険意思確認欄の押印がXらの意思を確認したうえでXらの印章に基づいてなされたことを事実として認定している。それにもかかわらず他方で、その押印がXらの意思に基づいて顕出されたものと「推定」されるとして、Xらの反証の成否について検討している。認定事実について反証を許すというのは理解できない。契約申込書に本人の押印があれば、反証のないかぎり、本人の意思に基づいて押印されたものと「推定」されるとして、その反証の成否について吟味するのは理解できる。しかし、認定事実は反証の余地はないのではないかと思う。判旨Ⅴで具体的に問題とされている点は、契約締結補助者がXらに地震保険意思確認欄の内容を了知し得る機会を与えないで、地震保険意思確認欄の押印の外形を作出したかどうかであるから、事実認定でXらの意思を確認して押印されたことが認定されれば、そのような事実がなかったことは明らかである。したがって、個別の具体的な契約締結状況における信義則違反の存否については、Xらの主張する事実があるかどうかだけを事実として認定すればよいだけであって、判旨のような一般論を述べる必要はないものと思われる。

2 なお、この一般論についていえば、第1に、この一般論が判旨Ⅳで強調された一般的情報開示説明義務の要請とどのように関係するのかが不明確である。第2に、要するに、判旨によれば、信義則違反と判断されるのは、契約申込者が地震免責条項および地震保険の了知並びに地震保険加入の意思決定をし得る機会を奪われたと評価される場合であるから、これもまず募集法上の問題として考慮し、その違反の状況が私法上の違法性を基礎づけるかどうかで判断すれば足りることであって、難解な一般論は不要であるばかりか、かえって本来の争点の所在をあいまいにしかねない。たしかに、判旨もいうように、本件のような江差信金や漁協の職員には募集法の直接の規制が及ばない(16条1項)。Yらも、これらは公庫および債務者のために保険申込書等の取次をしているだけで、信金や漁協職員の行為は、保険契約締結行為ではなく、募集行為でもなく、無資格者による募集ではないと主張している。たしかに、募集法にいう

「募集」は保険契約の締結の代理または媒介をなすことであり(2条3項)、損害保険会社の役員および登録された代理店以外の募集活動を禁止している(9条)。しかし、本件で見られるような契約申込書の作成の代行、契約申込書の控えの交付および地震保険加入・不加入の意思確認、確認欄の押印等の各行為が、申込者から受取った保険申込書を保険会社に送付するというだけのたんなる取次にすぎないものかどうかは議論の余地がある。一般に、募集法の各条文にある「募集」という用語の解釈として、損害保険に関しては、保険契約の締結の代理行為のみならず、損害保険契約の締結に至るまでの勧誘行為を含めてよい場合があり、たとえば募集法11条1項・2項の「募集につき」、16条1項の「募集に関して」の解釈としては、保険契約締結の勧誘段階の行為を含むとしてよいと解され(鴻常夫編『保険募集の取締に関する法律』コンメンタール46頁〔石田満〕)、また前者の「募集につき」というのは、募集自体に限定されることなく、募集と密接な関連関係のある行為をも含む(鴻編・前掲書155頁〔落合誠一〕)と解されている。Xらも、信金や漁協職員の火災保険契約締結への関与は、損害保険会社の役員および登録された代理店以外の募集活動を禁止している募集法9条違反であると主張している。募集法違反が直ちに私法上の違法性を基礎づけるものではないが、この点も1つの争点となりうるであろう。

Ⅳ 判旨ⅣおよびⅤは、総じて一般論が多く、難解なものであり、その説くところも疑問な点が多い。本件は控訴されているが、控訴審の判決では、わかりやすい納得のゆく判旨を期待したい。なお、判旨Ⅵについては特に異論はない。

(でぐち・まさよし)

